

野田市関宿心身障がい者福祉作業所の管理に関する年度協定書

野田市（以下「発注者」という。）と社会福祉法人はーとふる（以下「受注者」という。）とは、令和4年2月21日に、野田市関宿心身障がい者福祉作業所（以下「本施設」という。）の管理に関して締結した野田市関宿心身障がい者福祉作業所の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）及び令和6年4月1日に締結した野田市関宿心身障がい者福祉作業所の管理に関する変更協定書（以下「変更協定」という。）に基づき、本施設の管理に関する年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、本施設の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。

（令和6年度の業務内容）

第2条 発注者及び受注者は、令和6年度の業務内容は、基本協定第12条に定めるとおりであることを確認する。

（業務報告等）

第3条 受注者は、毎月、本業務に関する報告書を発注者に提出しなければならない。

2 受注者が発注者に提出する報告書の内容は次のとおりとする。

(1)施設の利用状況

(2)破損及び修繕の実施状況

(3)事故、要望及び苦情対応状況（些細な案件も含め、全て報告すること。）

(4)使用料及び利用料金収入の状況

(5)電気料金、ガス料金及び燃料費の使用量及び支払状況

3 発注者は、受注者から本業務に関する報告書の提出を受けたときは、内容を確認した上で、当該報告書の引渡しを受けるものとする。

（賃金改定報告）

第4条 受注者は、賃金改定に関する報告書を発注者に引き渡したときは、発注者に対して賃金改定に係る指定管理料の支払を別記のとおり請求するものとする。

（令和6年度の指定管理料）

第5条 発注者は、受注者に対して本業務の実施の対価として、金52,892,000円（「消費税額」は、消費税法第6条第1項の規定により非課税とする。）を支払うものとする。

2 前項の指定管理料は、前金払いにより年4回に分けて支払うものとし、支払期別及び支払金額は次に掲げるとおりとする。

支払期別	支払金額
4月	13,223,000円
7月	13,223,000円
10月	13,223,000円
1月	13,223,000円

- 3 前2項の規定のほか、千葉県国民健康保険団体連合会より支給される福祉・介護職員処遇改善加算等として、金1,968,048円を4月期に支払い、実績に応じて年度末に精算するものとする（「消費税額」は、消費税法第6条第1項の規定により非課税とする。）。
- 4 発注者は、前2項及び第4条の規定による適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に指定管理料を受注者に支払うものとする。
- 5 受注者は、発注者の責に帰する理由により前項の規定による指定管理料の支払が遅れた場合には、遅延した日数に応じて指定管理料に対し、年度協定締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を発注者に請求することができる。

（市長が定める賃金等の最低額）

第6条 変更協定第24条第3項の規定により、令和6年度の施設の維持管理事務員に係る市長が定める賃金等の最低額は1,116円、生活支援員及び職業指導員（国家資格を有する者）に係る市長が定める賃金等の最低額は1,183円、生活支援員及び職業指導員（国家資格を有しない者）に係る市長が定める賃金等の最低額は1,097円、生活支援補助員に係る市長が定める賃金等の最低額は1,089円、看護師に係る市長が定める賃金等の最低額は1,225円、保健師に係る市長が定める賃金等の最低額は1,278円とする。

（個人情報の取扱い）

第7条 受注者は、当該公の施設の管理に係る個人情報を取り扱う事務の登録簿を確認し、登録簿により届け出られた個人情報の取扱い以外の取扱いをしようとするときは、あらかじめ、市長の了承を得た上でなければ、当該取扱いを開始してはならない。

（疑義等の決定）

第8条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、発注者と受注者の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年4月1日

発注者 千葉県野田市鶴奉7番地の1
野田市
野田市長 鈴木 有

受注者 千葉県野田市船形310番地
社会福祉法人はーとふる
理事長 小林 公平

別記

令和4年度の支払賃金が年度協定第6条の賃金等の最低額未満である適用労働者1人につき、次に示す計算式により計算される額の総額

(年度協定第6条の賃金等の最低額 - 当該適用労働者の令和4年度の支払賃金(1))
× 当該適用労働者の各月の時間外労働時間を除く労働時間(2) + 当該適用労働者の本給付による法定福利費の増額分

- 1 支払賃金が月ごとに異なる場合は、最後に従事した月の額とする。令和5年度以降から本施設に従事する適用労働者の令和4年度の支払賃金は、当該適用労働者と同じ職種で本施設に令和4年度に従事していた適用労働者の支払賃金のうち、一番低い額とする。同じ職種で本施設に令和4年度に従事していた適用労働者がいない場合は、令和4年度に適用されている該当職種の最低額とする。当該支払賃金が、千葉県について決定された最低賃金法に規定する地域別最低賃金未満の場合は、地域別最低賃金の金額とする。
- 2 当該適用労働者が月給制の場合は、当該労働時間は年間所定労働時間を12で除した時間とする。